

令和2年度(2020年度)「はちおうじ健康づくり推進協議会」健康づくり事業 補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生命と健康を守るため、はちおうじ健康づくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)が行う健康づくり事業に係る経費に対して補助金を交付するものとし、その交付の手続きについては、補助金等の交付の手続きに関する規則(昭和35年規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、推進協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業については、次に掲げるものとする。

- 1 健康づくりに関する事業
- 2 広報活動
- 3 その他、推進協議会の目的を達成するため必要な事業

(補助金の交付額)

第4条 補助金は、補助事業に要する経費について、予算の範囲内で交付する。

(補助金制度見直し方針に基づく見直し)

第5条 平成31年(2019年)2月に策定した「八王子市補助金制度見直し方針」に基づき見直しを行う。

(交付申請書の様式等)

第6条 補助金の交付を受けようとする場合は、規則第6条に規定する補助金交付申請として、別記第1号様式に、事業計画書・予算書・収支計画書を添付して、令和2年(2020年)5月29日までに市長に提出するものとする。

(交付決定通知書)

第7条 規則第7条に規定する補助金の交付決定通知は、別記第2号様式によるものとする。

(補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式)

第8条 規則第10条に規定する市長への申請は、別記第3号様式によるものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、実績報告書に添付する資料は、補助事業に係る帳簿その他必要があると認められる資料等とする。令和3年(2021年)3月31日までに市長に提出するものとする。

(補助金等確定通知書の様式)

第10条 規則第13条に規定する補助事業者等への通知は、別記第5号様式によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。